

## 会議録

会議の名称	平成28年度第2回所沢市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	平成29年2月9日(木) 午前10時00分 から 午前11時00分まで
開催場所	所沢市役所 低層棟3階 第4委員会室
出席者の氏名	千草孝雄(会長)、近藤卓夫、笹原文男、野村健二、矢部豊子
欠席者の氏名	牛島光恵、近藤宏一、久保田政江、木棚照一、児山満
説明者の職・氏名	危機管理担当参事 須田 春夫 危機管理課主任 松村 健志 危機管理課主任 鈴木 悠司 健康管理課長 瀬能 幸則 健康管理課主幹 山崎 英雄 健康管理課主任 田中 美喜
議題	(1)精神障害者保健福祉手帳の申請受付および進達事務における対象者の個人情報を避難行動要支援者名簿作成事務に目的外利用することについて (2)その他
会議資料	資料 1 諮問書(諮問第77号)、個人情報取扱事務届出書及び目的外利用届出書 資料 2 災害対策基本法(抜粋) 資料 3 目的外利用を行う個人情報一覧 資料 4 避難行動要支援者名簿作成の概要 資料 5 個人情報管理フロー図 資料 6 避難行動要支援者名簿 資料 7 個人情報取扱事務届出書等の届出状況 資料 8 防犯カメラの設置に関する報告 資料 9 コンビニ交付サービスの実施状況 資料 10 個人情報保護制度について
担当部課名	市民部市民相談課長 前田 広子 市民部市民相談課市政情報センター所長 敦賀 直幸 市民部市民相談課市政情報センター主事 松橋 直輝 電話 04(2998)9206

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
前田 課長	<p>ただ今から、平成28年度第2回所沢市情報公開・個人情報保護審議会を始めさせていただきます。</p> <p>（傍聴希望者の確認 傍聴希望者なし）</p>
	<p>（会長挨拶） （事務局紹介）</p>
前田 課長	<p>それでは、所沢市情報公開・個人情報保護審議会条例第7条第1項の規定によりまして、以後の進行を千草会長にお願いいたします。</p>
千草 会長	<p>まず始めに、事務局から配付されております資料の確認をお願いいたします。</p> <p>（敦賀所長が資料の確認を行った）</p> <p>資料はお揃いでしょうか。では、本日の議事に入ります。まず、審議内容について、事務局から概要を説明してください。</p>
前田 課長	<p>今回の諮問は、個人情報の目的外利用に係るものです。</p> <p>所沢市個人情報保護条例第5条の規定により、市が個人情報を収集するときは、個人情報を取扱う事務の目的を明確にしなければならないとされています。</p> <p>目的外利用とは、この、収集の際に明確にした目的を超えて個人情報を利用することです。今回の案件では、精神障害手帳事務で利用する目的で収集した個人情報を、災害時要援護者支援事務で利用したいと考えているので、目的外利用に当たります。</p> <p>この目的外利用は、条例第7条で制限されており、本人の同意があるとき、法令等に定めがあるとき、緊急かつやむを得ないと認められるとき、所沢市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴き必要であると認められたとき、の4つのいずれかに当てはまる場合にのみ行うことができます。</p> <p>今回の案件では、本人の同意、法令等の定め、緊急かつやむを得ないと認められる事情のいずれもございませんので、目的外利用をするには、審議会のご意見を聴く必要があります。今日は、このことについてご審議いただきます。</p> <p>また、審議会の意見を聴いて目的外利用を行った場合には、原則として、本人に通知を行いますが、この通知を省略することについても併せてご審議いただきます。</p>
千草 会長	<p>審議すべき事項の概要については、以上の事務局の説明のとおりです。</p>

	<p>それでは、実施機関の職員を入室させてください。</p>
実施機関	<p>(入室し、挨拶を行う。)</p>
千草会長	<p>この度の案件は、健康管理課が保有する個人情報を危機管理課で利用するものです。</p> <p>それでは、実施機関は説明をお願いします。</p>
須田参事	<p>本日の諮問をさせていただき目的をご説明します。</p> <p>お手元の資料2につきましては平成25年6月に改正された「災害対策基本法」の抜粋になります。</p> <p>それでは資料3をご覧ください。こちらは、平成27年5月1日に、「所沢市情報公開・個人情報保護審議会」諮問し、答申をいただいた内容の一覧でございます。その中で、表の下から3段目でございます、健康管理課が目的外利用を行う個人情報の内容の中には、宛名コードが含まれておりませんでした。</p> <p>危機管理課としましては、平成28年度に避難行動要支援者支援システムを導入し、より早く正確な名簿を作成でき、個人情報の適正な管理を行うためには、宛名コードが必要となります。</p> <p>今回の審議会への諮問につきましては、ただいま申し上げました健康管理課の宛名コードの個人情報の目的外利用について、諮問をさせていただいたものでございます。</p> <p>避難行動要支援者支援制度の概要を説明します。</p> <p>お手元に配付しました資料4をご覧ください。まず、作成の根拠についてですが、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正によりまして、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられ、実効性のある名簿の作成が必要となりました。</p> <p>次に、名簿作成の目的についてですが、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自力で避難できない要支援者の支援を円滑に行うことが出来るように名簿を作成するということになります。また、平時においては、本人同意を得た上で、避難支援を行う民生委員、自治会等に当該名簿の情報を提供いたします。このことは、改正後災害対策基本法第49条の11で定められており、市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等の実施に携わる関係者に対し、名簿情報を提供するものとされています。</p> <p>資料5をご覧ください。こちらは避難行動要支援者名簿の安全管理措置の方法をフロー図として表したものです。関係所管課よりデータ提供を受ける場合、庁内のネットワークを使用し暗号化されたデータを受け</p>

	<p>取り、システム内に取り込みます。データ受け渡しには可搬媒体を使用しません。データの管理については、サーバー室において厳重なデータ管理をおこなうため、パソコン内に個人データは保存しません。</p> <p>また、避難行動要支援者の名簿の提供は紙ベースで行い、不要となったときは速やかに回収し破棄します。</p> <p>資料6は避難行動要支援者名簿の作成案です。氏名、生年月日、住所、電話番号、避難支援を必要とする事由等を記載するものです。なお、法律上の名簿作成の根拠は、改正後災害対策基本法第49条の10第3項で定められており、市町村長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる、とされています。なお、名簿の作成に当たっては、各所管から個人情報のデータ提供を受けて作成し、年1回更新します。平成28年3月に各まちづくりセンターに封緘した状態で避難行動要支援者名簿は保管しております。</p> <p>危機管理課からの説明は以上でございます。</p>
瀬能課長	<p>避難行動要支援者名簿作成の概要につきましては、危機管理課より説明のありましたとおりでございます。</p> <p>再度、資料3をご覧ください。諮問の対象となりますのは、健康管理課の保有する情報のうち宛名コードです。個人情報取扱事務の名称や目的外利用を行う個人情報の対象者、内容につきましては、資料のとおりでございます。</p> <p>健康管理課で保有する情報をもとに平常時から名簿を作成しておくことは、災害時の避難や安否確認を迅速かつ適切に行うために有効であり、提供する個人情報は、名簿を作成する上で必要最小限の項目となります。また、先に説明のありましたとおり、個人情報の漏えい等が起きることのないよう十分な安全管理が図られており、目的に公益性があって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと考えています。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
千草会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、質疑応答に移りたいと思います。委員の皆様は、何かご意見ありますか。</p>
野村委員	<p>なぜ、平成27年の諮問のときには、目的外利用する項目に宛名コードが含まれていなかったのですか。</p>
瀬能課長	<p>当時、健康管理課では一般的なデータベースソフトを使って業務を行っていました。その際には、宛名コードを利用していなかったため、危</p>

	<p>機管理課に目的外利用させることもできませんでした。</p> <p>現在では、健康管理課でも業務システムを導入し、宛名番号を利用させることができるようになったことから、今回改めて諮問いたしましたところ です。</p>
笹原委員	<p>現在、実際に民生委員や自治会に名簿を提供していますか。また、民生委員には法令で守秘義務が課せられていますが、名簿を保有することになる自治会等に対しては、個人情報保護についての指導等は どうなっていますか。</p>
松村主任	<p>自治会等への名簿の提供は、本人の同意がとれていないことから、まだ行っておりません。</p>
須田参事	<p>自治会に対しては、市職員が出向く等をして、個人情報保護についてご説明をしたうえで、取扱っていただくことにしております。</p>
千草会長	<p>資料4で、避難支援等関係者とは「消防機関、警察、民生委員、自治会・町内会など」となっていますが、列挙されているものの他にどのようなものがありますか。</p>
須田参事	<p>他には自治防災会等があります。</p>
千草会長	<p>いかがでしょうか。諮問を認めるということによろしいでしょうか。</p> <p>(委員了承)</p> <p>それでは、答申書の作成については、事務局に案を作成していただき、各委員にて確認を行うこととしますが、事務局はそれによろしいですか。</p>
前田課長	<p>はい。</p>
千草会長	<p>それでは、審議のまとめに入る前に5分休憩を取りたいと思います。実施機関の職員は退席してください。</p>
千草会長	<p>(再開)</p> <p>それではよろしいでしょうか。審議を再開いたします。</p>
前田課長	<p>それでは、答申の文面案について、確認させていただきます。</p> <p>「諮問第77号答申</p> <p>本件諮問の対象は、精神障害者保健福祉手帳の申請受付および進達事務における対象者の個人情報を避難行動要支援者名簿作成事務に目的外利用することについてです。</p> <p>避難行動要支援者名簿作成事務については、災害時に支援を要する市民の名簿をあらかじめ作成しておくことにより、災害時において支援を要する方々に対して、迅速かつ適切な援護を実施するという目的の事業であり、公益性が認められます。</p>

	<p>当該事業を行うに当たり、精神障害者保健福祉手帳の申請受付および進達事務における対象者の宛名番号を利用し名簿を作成することは、災害時において迅速かつ適切な対応を行うために必要最小限の利用であると認められます。</p> <p>以上のことから、個人情報の目的外利用を認めます。</p> <p>個人情報を目的外利用したことの本人通知は、通知を要する対象者が大量であることから省略を認めます。」</p>
千草会長	<p>委員の皆様は、それでよろしいですか。</p> <p>(委員了承)</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。事務局からお願いします。</p>
松橋主事	<p>報告事項が2点ございます。</p> <p>1点目が個人情報取扱事務届出書及び個人情報目的外利用等届出書の提出状況についてです。</p> <p>実施機関が、個人情報を取り扱う事務を行う場合や、個人情報の目的外利用を行う場合には、市長に届け出をし、市長は、届出の状況を審議会に報告することとなっています。</p> <p>資料No. 7をご覧ください。この資料は、平成27年10月5日から平成29年1月31日の間に新たに提出された届出書の状況をまとめたものです。届出件数については1ページ目、詳細については2ページ目以降をご覧ください。</p> <p>2点目が、防犯カメラの設置についてです。防犯カメラを設置し、記録を開始した場合等には、その旨を審議会に報告することとなっています。</p> <p>資料No. 8をご覧ください。平成27年10月5日から平成29年1月31日の間に、9件の防犯カメラの設置の届けがありました。詳細については資料をご覧ください。</p> <p>報告事項は以上です。</p>
千草会長	<p>その他に何かありますか。</p>
敦賀所長	<p>私のほうから何点が報告がございます。</p> <p>今日は、貴重な時間、お越しいただいていますので、情報共有を図る意味で市のマイナンバーやコンビニ交付の状況などについてご報告させていただければと思います。</p> <p>はじめにマイナンバーについてですが、番号法が施行され、平成27</p>

年10月から個人番号が付番され、通知カードが皆様のお手元に届いたかと思えます。昨年1月からは社会保障・税・災害対策分野において個人番号の利用や個人番号カードの申請及び交付が開始され、今年の7月からは地方公共団体と国の機関間や地方公共団体相互間での情報提供ネットワークシステムを使った個人番号の利用が開始される予定です。

これにあわせ、情報提供ネットワークシステムを利用した情報のやりとりの記録を、自ら自宅のパソコン等で確認できるサービスである「マイナポータル」の運用が同時に開始される予定です。

市では現在、既存システムの改修や前回の審議会での点検をお願いした特定個人情報保護評価を実施するなど7月から始まる情報提供ネットワークシステムを使った情報連携に対応するための準備をしている状況です。

今年の1月31日現在での所沢市の個人番号カードの発行状況は申請が40,407件あり、うち交付が30,242件ありました。市の人口が343,903人ですので約8.79%の普及率ということになります。

次に、コンビニ交付サービスの状況についてですが、資料9の「コンビニ交付サービス事業の実施状況について」をご覧ください。

市では昨年12月1日から個人番号カードを使って全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート等のコンビニで住民票の写し・印鑑登録証明書などの各証明を取得できるサービスを実施しています。

これは、個人番号カードを相当数の市民が取得することが見込まれ、利便性の向上や窓口業務の負担軽減につながることからはじめた事業で、今年の12月からは、市民税課で所管する「市県民税課税証明書」についてもコンビニでの交付が開始される予定です。

昨年12月31日時点での交付状況は住民票の写しが89枚、印鑑登録証明書が65枚、戸籍全部事項証明が11枚、戸籍個人事項証明が3枚、戸籍の附票が4枚の合計172枚でした。全庁では26,940枚の交付がありましたので、コンビニ交付の割合は約0.64%ということになります。

最後に、職員研修の報告ですが、市政情報センターでは、毎年度、職員を対象とし、情報公開や個人情報保護制度などの制度全般についての理解を深めるため、研修を実施しています。今年度は、1月12日(木)に職員研修を実施しました。

講師には中央大学総合政策学部准教授の宮下紘先生をお招きし、個人情報保護制度の概要や最近の個人情報保護法の法改正の動向やマイナ

	<p>バー法についてわかりやすく解説いただき、大変好評でした。</p> <p>先生のお話の中で興味深かったのは、ナチスがアウシュビッツ強制収容所に100万人以上のユダヤ人を集めることができたのは、個人情報を利用したからといわれています。</p> <p>当時は、パソコンのない時代でしたが、IBMが提供した目の色・髪の色・肌の色など60列のパンチカードを利用してユダヤ人の特徴を割り出し、ヨーロッパ各地に逃げ隠れしていたユダヤ人を探したそうです。自分はユダヤ人ではないと言ってもこのパンチカードでわかってしまったそうです。</p> <p>このような歴史が教訓となり、ヨーロッパでは個人情報保護法制というものが非常に厳しく整備されているという話でした。</p>
千草会長	<p>委員の皆様は、その他何かございますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>事務局からは何かありますか。</p>
前田課長	<p>特にございません。</p>
千草会長	<p>それでは、本日の審議を終了いたします。</p>

以 上